消費者の安全と適正な商品選択を確保するための厚生行政施策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成元年六月二十二日

衆

議

院

議

長

田

村

元

殿

提 出 者 上

坂 昇

消 費者 0 安全と適 正 な商品選 択を確 保するための厚生行 政 施 策 12 関する質 問 主 意書

医 薬 品 並 び に食品 から 消費者の安全と商 묘  $\mathcal{O}$ 適 正 な 選 択を 確 保するため  $\mathcal{O}$ 対 策 は、 緊急を要す

ると考える。従って、次の事項について質問する。

一 厚生行政の基本姿勢について

1 消 費者 保護 会議 が 示 L た消費者の安全及び表示の重要性について

昭 和 六三 年 月 一 日 に 開 催 され た第二一 口 消 費者保護 会議 は、 首 題 の点 に ついて、「消

費者  $\mathcal{O}$ 安 全 0) 徹 底」「適 正 な消 費者 選択 0 確 消 費 者 取 引  $\mathcal{O}$ 適正 化」「消 費 者 支援 0 強 化 を

兀 0 0) 柱 とし て 施 策  $\mathcal{O}$ 推 進 を図 るとそ 0 意 見を取りまとめ て ζÌ る。

消 費 者 の安全と 適 正 な 消 費 者 L の 商 品 選 択 を 確保していくことは、 昭 和 四三年 に 消 費 者保護

基 本 · 法 が 制定され 第 口 消 費者保護会議 が 開 催され て以降、 二〇年間 に亘 り厚 生大臣 lを含む

先 関 7 項 係 1 閣 目 る。 لح 僚 L 現  $\mathcal{O}$ 統 て 行 省  $\mathcal{O}$ 意見として、 内 厚 各 生 セ 行 クシ 政 に 日 お 毎 ン 1 年変更されることなく て、 に お , , 消 7 費 、受け 者 保 入 護 れ 会 . ら 議 れ  $\mathcal{O}$ 消 るよう、 消 費 費者 者 保 保 厚 護 護 生  $\mathcal{O}$ 施 大 重 策 臣 点  $\mathcal{O}$ はどの 方 柱 針 は とし よう 行 て な 政 継 措 上 続 さ 置  $\mathcal{O}$ を れ 優

2 食品 衛 生 調 査 会  $\mathcal{O}$ 「今後 0 食品 保健施 策 次のあ り方につい の答申 につい 7

執

5

れ

てい

る

か

お 伺

**,** \

する。

昭

和

六三年一

〇月二〇

日

食食

調

第一

七

号)

食

品

衛

生

調

査

会の

答申

「今後

 $\mathcal{O}$ 

食品

保健

施

策

(T)

あ

n 方 に つ ζ, て は、 次  $\mathcal{O}$ と お り 述 べ て ζ, る。

策 即  $\mathcal{O}$ ち、 推 進 食 2 品品 消 費  $\mathcal{O}$ 安 者 全  $\mathcal{O}$ 性 = を Ì 確 ズ 保  $\mathcal{O}$ し、 重 視 国 3 民 玉  $\mathcal{O}$ 際 健 的 康 な づく 連 携 り  $\mathcal{O}$ に 推 . 資 す 進 4 る 民 に 間 は 活 力 1  $\mathcal{O}$ 科 学 活 用 技 を 術 基 12 本 立 方 脚 針 L لح た 施

て、 食 品品 保 健 12 係 る 諸 制 度 0 総 点 検、 玉 地 方 公共 寸 体、 営業 者 及 び 消 費 者  $\mathcal{O}$ 役 割  $\mathcal{O}$ 明 確 化

を図 るとともに、 食品 の安 全性 確 保は、 食品 保健 行政 0 基 盤であることか ら、 食品等 に 係 る

既 存  $\mathcal{O}$ 基 準 規 範 等 に 0 7 7 体 系 的 な 整 合 性 を 図 るとと ŧ に、 今 後 重 要 性 が 増 す لح 考 え 5 れ

る バ 1 才 テ ク 1 口 ジ 等 高 度 技 術 を 応 用 L た 食 品 等 新 た な = ] ズ に 対 応 L た 制 度  $\mathcal{O}$ 整 備 を 义

る必要があるとしている。

厚 生大 臣 は 食 品品 衛 生 調 査 会  $\mathcal{O}$ 意 見 具 申 内 容を実現 さ せ っるため に、 具 体 的 に 1 か なる対 処

を講じられているか伺いたい。

厚 生 行 政  $\mathcal{O}$ 安 全 表 示 危 害 情 報 公 開 に 0 1 7

1 口 収 指 示 が 決 定 L た 医 薬 品 • 健 康 食 品  $\mathcal{O}$ 情 報 公 開  $\mathcal{O}$ 義 務 づ け つ リ コ ] ル 制 度)

に

0

7

7

市 販  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 部 品 及 び 構 造 上  $\mathcal{O}$ 欠 陥 が 判 明 し 口 収 を 行 う 場 合 に は メ ] 力 は 運 輸 省

に 口 収 理 由 欠 陥  $\mathcal{O}$ 内 容 を 届 け 出 ること が 義 務 づ け 5 れ、 運 輸 省 は 届 け 出 さ れ た 回 収 理 由

欠 陥  $\mathcal{O}$ 内 容 を 公 開 す ることを義 務づ け た IJ コ ル 制 度 が 確 立されて 7) る。 昭昭 和 二六 年 九

月一八日運輸省令第八五号・自動車型式規則

策に る。 医 ک 薬 つ *\* \ 品  $\mathcal{O}$ 7 た 等 め、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 研 薬 究 厚 害 等 生 は に 省 重 直 は 点 5 を置 薬 に 事 人 き、 間 法  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 薬 身 運 害 体、 用 か 及 5 び 生 人 医 命 間 薬 に  $\mathcal{O}$ 品 危 身 干 害 体、 = を タ 及 生命 ぼ すこと 制 を 度 守  $\mathcal{O}$ る は 活 努力 性 論 化 を を ま 方 実 策 た 施 な さ 健 7 れ 康 事 て 食 実 品 で 1 る 対 あ

ことを承

知

L

て

7

る。

ず行 品 が 行 等 L わ か 政  $\mathcal{O}$ 当 L れ 口 局 7 な 収 が 並 情 1 5 び る 報 12 7 実 に 製 ス 情 0 造 コ 1 で ? 事 7 あ 業者 報道をみても、 る。 0) 公 に 開 L 義 カゝ  $\mathcal{O}$ 務づ るに、 制 度 け が 5 医薬品及びにせ薬 な 口 れ く 収 て 報 1 告 道 な 知 0 1 広 スペ た 告 8 . 等 ] で (主に健  $\mathcal{O}$ ス あ 義 は ると考え 務 平 づ 均 康 け、 L 食品) て 小 る。 ス  $\sim$ さ 0 口 \ \ • ス 収 ک 0 は 指 れ 少 な 定 は か な 医 薬 5

て、 車  $\mathcal{O}$ 厚 部 生 正 品 省 L 及 は、 V び 情 構 報 医 造 薬 を 上 国 品  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 民 欠 口 に 陥 収 公開 に を 基づく回 製 し、 造 メ 購 入ず 収 力 措 ] チ 置 に 医 と 指 同 薬 示 品品 様 L  $\mathcal{O}$ 等 た に 場 IJ よる薬害を広く告 合、 コ そ ル  $\mathcal{O}$ 制 口 度 収 指 を 実 示 知することに  $\mathcal{O}$ 現 することに 理 由 を 前 記 ょ ょ 自 つ 動 0

て、 消費者を危 害か ら防 止する 措 置を講ずべ きであると考える。

厚 生大臣 には、こ 医 薬 品品  $\mathcal{O}$ 口 収 (J コ ] ル 情 報告. 知 制 度 をどのように考えているかお伺い す

る。、

2 弁当及び惣菜の衛生規範 (環食第一六一号通知) 適用について

カット野菜やカット果実の流通について、

1 果 実、 野 菜 は 切 ŋ 刻ま れることにより組 織がこわ れ、 養分が流 出し、 鮮度の低下、

栄養

素  $\mathcal{O}$ 減 少 を生じることは、 神 戸市 つ カ ツト ・フル ーツ)、 東京 都 (カット . 野 菜)  $\mathcal{O}$ 衛 生 局 試 買 テ

ストの結果明白である。

2 力 ツ 養 } 分 野 0 菜 流 の試 出 面 買品のすべてから細 に 細 菌  $\mathcal{O}$ 付 着、 増 殖 菌 が が 起こり易く、 検出されている。(六三年二月) 神戸 市 0 力 ツ  $\vdash$ フ ル ツ、 東京 都 0)

3 プラ スチッ ク容器入りの カットフ ル ーツ、 カット野菜は生果実、 生野菜の扱い なので、

表 示 は 切 行 わ れ てい な 7 0 対 象 品品 はデパ ] <u>۲</u> ス ] パ ] 0) 惣菜 売 場 、 野 菜 売 場 で 増 加  $\mathcal{O}$ 

傾向にある。(東京都)

4 神 戸 市は六三年二月 よりカット ・フ ル ] ツ に つい 7 は、 くら Ū を守る生活条例に 力 ツ  $\vdash$ 日

時  $\mathcal{O}$ 表 示 を義務づける規定を設け実施した。 (神戸市報) 東京都は検討中である。

との状況にある。

現 在、 厚 生 省 は、 「弁当及び 惣菜 の衛生規 範 (厚生省環食第一 六一 号通 知 で惣菜 類 の営

業

許 可 対 象 品 を 定  $\emptyset$ 実 施 て 7 る が 首 題  $\mathcal{O}$ 商 品 は 食 品品 衛 生 法 0 対 象 外 に あ り、 従 0 7 細 菌 数

 $\mathcal{O}$ 基 潍 等 ŧ 定 8 5 れ 7 1 な 7 こと は 東 京 都 事 例  $\mathcal{O}$ 都 知 事 口 答 12 明 示 さ れ 7 1 る لح お り で あ

る。 L か L な が ら、  $\mathcal{O}$ 案 件 は 単 に 東 京 都 神 戸 市 だ け 対 策 が 進  $\Diamond$ ば 解 決 す る 間 題 で は な

く、全国一律の規制措置が必要と考える。

力 ット して容器に入れて販売する野菜及びフル ーツは、 食品衛生調查会答申 の示す通達内

容の充実に該当すると考えるので、「弁当及び惣菜の衛生規範・ 厚生省環食第一六一号通知」

に 「サラダ用素材食品」として追加指定すべきものと考える。 厚生大臣の見解を示されたい。

否とする場合は、その根拠を科学的知見と資料を明らかにして回答されたい。

右質問する。